

消防本部公示

【指定催しの指定】

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定し公示しなければなりません。

火災予防条例（昭和４７年条例第８号）第４２条の２第１項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第３項の規定により公示します。

令和 ７ 年 ７ 月 ３ 日

催しの開催場所	北条海岸、新井海岸、八幡海岸及び県道館山港線の一部
催しの名称	第６１回館山観光まつり 館山湾花火大会
催しの開催期間	令和７年８月８日（金）（延期日も含む）
催しの主催者	館山市八幡８２１番地 館山商工会議所内 館山観光まつり実行委員会 実行委員長 安 田 信 之

※ 消防長が別に定める要件に該当するものとは。

次の１と２の両方を満たす屋外催し。

- 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、１日あたりの人出予想が１０万人以上であるもの。
- 露店等が１００店以上出店するもの。

※ 指定催しを主催する者は、防火担当者を定め火災予防上必要な業務に関する業務計画書の作成及び届出し当該計画に基づく業務を行わせなければならない。